

## 6 田舎の村独自の地域支え合い制度、互助会制度の創設

今の社会は、自分さえ良ければ良いという個人主義が蔓延し、全てのことをお金で解決する時代になってしまったようです。

全てのことをお金で解決しようとする社会では、地域のつながりも、人とのつながりも、親戚付き合いまでもが負担とでしか考えられないようです。

私の住む大桑村でも、親戚付き合いも、近所づきあいも、めっきりなくなってしまいました。親戚が集まる唯一の機会である法事もほとんどしなくなりました。

また、何か困ったことがあったら、親戚や近所の人に相談するということもなくなりました。親戚付き合いにしても、親戚に何か世話になれば、お金や品物で謝礼をするのが当たり前になってしまいました。

田舎の村でも「困ったときはお互いさま。」という言葉は、死語になりつつあります。

自分さえ良ければ良いと考え、全てのことをお金で解決する都会では、「困ったときはお互いさま。」という、助け合いのシステムなど成り立ちようがありません。あるのは、ボランティアと寄付だけです。

だから、都会に住むお金のない人は、困って、誰かに助けてもらおうと思っても、誰も助けてくれる人がいなくて、何でも行政に頼るしかないのです。

しかし、田舎の小さな村では、都会のように所得格差もそんなにありませんし、地域のつながりも、人とのつながりも、まだまだ残っています。この地域のつながり、人とのつながりを活用した、田舎の小さな村だからこそできる、地域支え合い制度を構築する必要があると思います。

### (1) 血縁による縦の支え合いから、地域による横の支え合いへ

田舎の村では、長男が後を継ぎ、3世代、4世代で暮らすことが当たり前だった、40年、50年前までは、高齢者の独り暮らしの問題も、介護の問題も、保育や子育ての問題も、全て、家族や親戚という血縁で解決することができました。

高度成長期以降、田舎の村には、働く場所がないため、子供たちは仕事を求めて村を離れ、都会に出て行かなければなりません。しかし、親が高齢になっても、都会に住む子供たちは、自分たちの生活があるので、村に戻って来ることができないため、自ずと高齢者だけの世帯が多くなってしまいます。

高齢者世帯の高齢者は、誰も助けてくれる人がいないので、介護の問題も、買い物や食事などの日常生活の問題も、高齢者自身で解決しなければなりません。

親戚に頼ろうと思っても、親戚も自分と同じ高齢者世帯だったりするからどうにもなりません。

だから、昔のように血縁、家族という縦の関係での支え合いではなく、地域の高齢者は、地域の若者に支えてもらい、地域の若者の子育ては、地域の高齢者が支えるという、今は、地域という、地縁という、横の関係の支え合いを進めなければならないのではないかと思います。

例えば、一人暮らしの高齢者の見守りや、買い物や病院への車の送迎を、地域の若い人がしてあげて、高齢者は、子守などで若い人を支えるという、地域での支え合いに変えていく必要があると思います。この地縁というつながりを活用した、横の関係による支え合いは、田舎の小さな村だからこそできることだと思います。

## (2) 村独自の労働券を活用した互助会制度の導入

昔、田舎の村には、「結」という助け合いの仕組みがありました。これは、農繁期など農作業を手伝ってもらったら、お金で返すのではなく、同じように、農作業をして労働で返すというものです。労働で助けてもらったら、労働で返すという、お金を介さない助け合いの仕組みです。

「結」では、お金や物品で返礼しないことになっていて、必ず、労働で返すことになっていました。親が高齢の場合は、その子供が代わりに労働で返すのが習わしでした。

お金を介さないのは、昔の田舎の村では、皆んなお金がなかったからだと思いますが、お金のある人とない人とで差をつけないための工夫だったのではないかと思います。確かに、助け合いにお金を介在させたら助け合いにはなりません。

この村独自の互助会制度は、村が労働券を発行し、昔やっていた「結」という助け合いの仕組みを現代版に直して構築しようとするものです。

これは、お金を介さずに、高齢者を地域の若い人が助け、若い人の子育てを地域の高齢者が助ける。また、地域の困っている人を助けておけば、将来、自分が困ったときは、必ず、地域の誰かに助けてもらえるという、助け合いのシステムです。

この労働券は、お金に換金することや買い物はできませんが、助け合いでたまった労働券を、村に貯蓄しておくことができます。将来、自分が高齢者になり必要となった時は、村に貯蓄しておいた労働券を下して使うことができます。また、村内の介護施設等の利用料の自己負担分を、この労働券で支払うことができます。

村が労働券をいくら発行しても、労働券はお金に換金することができないので、村の財政上の支出はありません。また、この労働券を村内で流通させることで、地域での助け合いが、自然と行われることとなります。

日本銀行が紙幣を発行し、その流通により、経済活動が生まれるように、村が労働券を発行し、流通させることにより、地域での助け合いが生まれるようにするものです。

貨幣の流通は銀行が担っていますが、労働券の流通は、村内の各地域の自治会が担います。ただし、労働券の貯蓄については、管理事務の関係から村が行います。

労働を提供できない高齢者や子育て中の人には、村が労働券を必要な分だけ給付し、その労働券を使用して、地域で支えてもらうものです。

- ① 村が30分、500円券と1時間、1000円券の労働券を発行します。それを地域の自治会に配布します。自治会は、支援を必要とする高齢者等や就学前児童がいる世帯等に必要な数量の労働券を配布します。誰にどれだけ配布するかは、その地域の自治会で決めます。

経済活動が行われるためには、一定量の貨幣の流通が必要なように、村内で助け合い活動が行われるためには、一定量の労働券が流通していることが必要です。そのため、事前に村民全員に2万円程度の労働券を配布します。

- ② 誰でも、この労働券を購入することは可能で、労働券の購入は、村の役場でできます。また、購入した労働券は、自由に人に譲渡することができます。

遠くに住む子供など、親の世話ができない人がこの労働券を購入して親に渡し、この労働券を使って、地域の人に親の世話をしてもらうことなどを想定しています。

- ③ この労働券は、お金に換えたり、買物をしたりすることはできません。ただし、村内の介護施設や学童保育室等の利用料の自己負担分として支払うことはできます。

また、この労働券は、村に貯蓄しておくことができ、将来、この労働券を預貯金を引き出すように引き出して、使用することができます。

- ④ 地域では、事前に支え合う人を決めておきます。例えば、高齢者の買い物や病院への車での送り迎えは誰がするとか、子供の子守はどの高齢者がするとか。そして、その労働の時間に応じて、労働券で支払うものです。